

令和4年度消防設備士法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による令和4年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施します。

1 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

(1) 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内

(2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内

2 講習月日及び場所

区 分	日 時	場 所
警 報 設 備	令和4年9月1日(木) 9時～17時	八幡浜市北浜一丁目3-37 愛媛県南予地方局八幡浜支局
警 報 設 備	令和4年9月7日(水) 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
避難設備・消火器	令和4年9月9日(金) 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
消 火 設 備	令和4年9月14日(水) 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
避難設備・消火器	令和4年9月15日(木) 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
警 報 設 備	令和4年9月16日(金) 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室他
特殊消防用設備等		

※講習の区分は次のとおりです。

【特殊消防用設備等】

特類の甲種消防設備士を対象とした講習

【消火設備】

第1類・第2類・第3類の甲種及び乙種消防設備士を対象とした講習

【警報設備】

第4類の甲種及び乙種消防設備士、第7類の乙種消防設備士を対象とした講習

【避難設備・消火器】

第5類の甲種及び乙種消防設備士、第6類の乙種消防設備士を対象とした講習

3 受講申請書の配布場所

- ・ (一財) 愛媛県消防設備協会

- ・各市町(組合)消防本部
 - ・愛媛県電気工事工業組合各支部
 - ・愛媛県管工事協同組合連合会各支部
- ※(一財)愛媛県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。

4 受講申請書の受付期間

令和4年7月27日(水)から 8月10日(水)まで

5 受講申請の受付

(一財)愛媛県消防設備協会(〒790-0811 松山市本町7丁目2番地
愛媛県本町ビル2階)

6 受講手数料

愛媛県収入証紙(7,000円)を申請書に貼付して納付してください。

7 注意事項

- ・受講当日は受付において、受講票及び消防設備士免状を必ず提出してください。
- ・受講に当たっては、新型コロナウイルス感染回避のため、手指の衛生の徹底、マスクの着用等をお願いします。また、受講当日、発熱等で体調不良の場合は受講を御遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講習会を急遽中止、又は受講人数を制限することもありますので、予め御了承ください。
- ・会場へは自家用車の乗り入れはできませんので、自家用車での来場は厳に慎んでください。

8 問い合わせ先

- ・(一財)愛媛県消防設備協会
松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
電話(089)996-7141
- ・愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
松山市一番町4丁目4-2
電話(089)912-2316